

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山市長

公表日

令和5年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)等関連法令に基づき、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 1 予防接種の実施に関する事務 2 予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 3 予防接種を受けた者及び保護者からの実費徴収に関する事務 4 予防接種の記録の管理に関する事務
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、共通基盤システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月30日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康局 健康推進部 保健対策課
②所属長の役職名	保健対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山市総務局総務部総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 TEL073-435-1314
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	和歌山市健康局健康推進部保健対策課 〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号 TEL073-488-5118

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	和歌山市総務局総務部市政情報課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 Tel.073-435-1314	和歌山市総務局総務部総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 Tel.073-435-1314	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和4年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第2 16の2、16の3、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、16の3、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和5年3月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、16の3、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2	事後	
令和5年3月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年3月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	